

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和4年9月1日 至 令和5年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団歯幸会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県川口市幸町三丁目8番46号コスモ川口幸町202A
埼玉県川口市芝樋ノ爪一丁目10番20号エンゼルビル101
- (3) 設立認可年月日 平成19年3月6日
- (4) 設立登記年月日 平成19年3月22日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	吉野 宏幸	医療法人社団歯幸会吉野歯科医院管理者
理事	吉野 優美	医療法人社団歯幸会よしの歯科医院管理者
同	吉野 久子	
同	若林 綾子	
同	岩本 敏昌	
監事	小河原 崇生	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団歯幸会 吉野歯科医院	埼玉県川口市幸町三丁目8番46号 コスモ川口幸町202A	無床
診療所	医療法人社団歯幸会 よしの歯科医院	埼玉県川口市芝樋ノ爪一丁目10番20号 エンゼルビル101	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和4年10月28日 令和3年度決算の決定

令和5年8月15日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3-2

法人名 医療法人社団齒幸会

所在地 埼玉県川口市幸町三丁目8番46号コスモ川口幸町202A

貸借対照表

(令和5年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	326,439	I 流動負債	9,762
II 固定資産	73,563	II 固定負債	0
1 有形固定資産	21,576	(うち医療機関債)	()
2 無形固定資産	1,044	負債合計	9,762
3 その他の資産	50,943	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	()	科目	金額
		I 出資金	9,900
		II 利益剰余金	380,340
		純資産合計	390,240
資産合計	400,002	負債・純資産合計	400,002

様式 2

法人名 医療法人社団齒幸会
 所在地 埼玉県川口市幸町三丁目8番46号コスモ川口幸町202A

財 産 目 録
 (令和5年8月31日現在)

1. 資 産 額	400,002 千円
2. 負 債 額	9,762 千円
3. 純 資 産 額	390,240 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	326,439
B 固 定 資 産	73,563
C 資 産 合 計 (A+B)	400,002
D 負 債 合 計	9,762
E 純 資 産 (C-D)	390,240

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団歯学会
 所在地 埼玉県川口市幸町三丁目8番46号コスモ川口幸町2.0.2A

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団歯幸会
理事長 吉野宏幸 殿

私は、医療法人社団歯幸会の令和4会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月27日
医療法人社団歯幸会
監事 小河原崇生